

1. はじめに

私は、原告の一人で、埼玉県さいたま市在住の片岡明幸です。現在、部落解放同盟中央本部の副委員長をしています。私は、高校1年で部落解放運動に参加して今年で51年目になります。この半世紀の間に様々な差別事件に出会いましたが、今回の問題ほど悪辣で許せない差別事件に出会ったことはありません。鳥取ループを名乗る被告・宮部龍彦の「全国部落調査」復刻版の出版とインターネットへの掲載は、部落差別が現に存在している社会においては、差別を助長し、差別を煽動する許しがたい行為です。即刻、出版禁止、掲載禁止の決定をおこなうよう裁判長に強く訴えます。

2. 復刻版の出版・ウェブサイト掲載の犯罪性

今回の宮部の行為がいかに差別的かつ犯罪的な行為であるのか、また同和地区住民のどれほど大きな厄災をもたらすのか、何点か指摘します。

まず第1点目は、1975年の「部落地名総鑑」事件と同様に、同和地区住民に対し計り知れない結婚差別や就職差別の被害をもたらすという事実です。

いまから41年前の1975年に、今回の復刻版と同類の「部落地名総鑑」事件が発覚しました。この事件では「地名総鑑」を使って身元調査がおこなわれ、前途ある同和地区の青年の就職の道が閉ざされ、数多くの結婚が破談になりました。また、2012年に起きたプライム事件は、いまも続いている身元調査の実態を浮き彫りにしました。主謀者の一人は法廷で「お客様の依頼は、同和地区かどうか結婚相手の身元調査だった」と説明しています。このような実態を考えれば、同和地区の所在地一覧を書籍にして販売することは、文字通り結婚差別や就職差別を煽動する許しがたい差別行為にはかなりません。

第2点目は、宮部の行為は、戦後国や地方自治体、または企業や労働組合などが積み重ねてきた部落差別をなくすための努力と、その成果を破壊する許しがたい行為にはかなりません。

例えば、国は就職差別撤廃のために統一応募用紙を作成し、公正採用選考人権啓発推進員制度をつくってきました。いっぽう、地方自治体や企業も同和教育や啓発活動を中心に部落差別をなくすための努力を続け、最近では違法な身元調査を防止するために本人通知制度を採用しています。これは一例ですが、鳥取ループ・宮部の行為はこうした取り組みの成果を頭から破壊する行為にはかなりません。

第3点目は、宮部の行為は、不当な部落差別と貧困をなくすために血と涙を流してきたわれわれの先輩たちの努力を冒涭する行為にはかなりません。戦前戦後を通じて、私たちの親や先輩は、不当な部落差別をなくすために苦労を重ねてきました。宮部の行為は、これらの成果を破壊する行為であり、解放運動を冒涭（ぼうとく）する行為にはかなりません。

3. 鳥取ループ・宮部の反社会的な違法行為

ところで、鳥取ループ・宮部は、法を無視して、反社会的な違法行為を繰り返しています。この点を指摘しておきたいと思います。

3月28日に横浜地裁が出版禁止の仮処分決定を行いましたが、宮部はあろうことか訴状や証拠説明書などをヤフーオークションに出品し、売り飛ばしています。この中には出版が差し止められた「全国部落調査」も含まれています。また、4月18日に横浜地裁相模原支部がウェブサイトへの掲載を禁止する仮処分決定を行いましたが、宮部はその後も実質的に同和地区所在地情報の掲載を続けています。このような行為は、裁判所を冒涜するものであり、法治国家に対する挑戦です。

いっぽう、東京法務局は3月29日に鳥取ループ・宮部を呼び出して、「人権擁護上到底看過することが出来ない。よって、あなたにたいして、前記各行為の不当性を強く認識して反省し、直ちに前記各行為を中止した上、今後、同様の行為を行うことのないよう説示する」と行政処分をおこないましたが、彼は「法務局が対応をエスカレートさせるなら、こちらの対抗措置もさらにエスカレートします」と挑発的な態度を続けています。

4、徹底的な断罪を

そもそも、個人情報保護法の精神に立てば、個人情報は本人の承諾なしに勝手に公表してはなりません。まして人権問題に関連した当事者の情報——たとえばアイヌ民族、在日韓国・朝鮮人、障がい者、性的少数者などの情報を公表することは、差別が存在している現状のなかでは、差別の助長と拡大に直結します。個人情報を公開する場合には、当事者の同意を得ること、結果に対して責任を負うこと、差別や偏見をなくす活動の一環であることが最低限必要とされます。

しかし、宮部は、同和地区の所在地情報や個人情報を公開することについて、一度も当事者の同意や了解を取ったことがありません。また責任などとつていません。ただ晒すこと、暴くことだけを目的にしています。

彼は確信的な差別主義者です。実際、いろいろ屁理屈を並べていますが、宮部は就職差別や結婚差別などの被害事実については一言も触れていません。戸籍の不正取得や部落地名総鑑がどう使われてきたのかについて、何も語ろうとしていません。また、差別の不当性を訴えたことも、差別をなくそうと呼びかけたこともありません。彼は、ただ部落の所在地を暴露することを目的にしているだけの差別主義者です。

最後に、もう一度訴えます。鳥取ループ・宮部の行為は、文字通り差別を助長し、差別を煽動する行為以外のなにものでもありません。これによって同和地区に対する身元調査が洪水のようにあふれ出し、結婚差別や就職差別が増大していくことを私たちは心の底から憂います。いま全国の同和地区住民は、怒りで身を震わせながらこの裁判を注視しています。

鳥取ループ・宮部の行為は絶対許すことが出来ません。本来ならばこのような反社会的な行為は、刑事罰として処罰されてもよい問題です。裁判長が、宮部が犯している悪辣な差別行為を徹底的に断罪されますよう強く訴えます。

以上

意見陳述

2016年7月5日

原告ら訴訟代理人弁護士 中井 雅人



1 法的主張の前提となる「部落差別」の実態

被告らは、2008年に滋賀県に対して行った同和地区的場所を特定し得る情報の公開請求が「ふと湧いてでた“いたずら心”」であったことを、被告らの著書『部落ってどこ？部落民ってだれ？』の中で明らかにしています。同情報公開請求事件は最高裁まで争われ、最高裁は「公開されると、差別意識を増幅・差別行為を助長するおそれ」があるとして非公開を適法と判断しましたが、被告らは、滋賀県の同和対策事業関連資料を現在でもウェブサイト上で公開し、最高裁に対する挑発ともとれる態度をとっています。

被告らからしてみれば、本件の「全国部落調査」「部落解放同盟関係人物一覧」などのウェブサイト等での公開も「ふと湧いてでた“いたずら心”」なのかもしれません。

しかし、「全国部落調査」等の公開は、同和地区住民に対し、計り知れない部落差別を生みます。インターネット上で公開された情報は、とてつもないスピードで閲覧、保存、拡散されていきます。完全な情報の回収は絶対に不可能です。必ず部落差別のために、利用、再利用されていきます。すなわち、必ず「部落差別」を助長、固定化するのに利用されます。なぜ、「必ず」と言えるか、理由はふたつです。

ひとつは、就職差別や結婚差別など深刻な部落差別が現在もあることです。これは、今次の国会で「部落差別の解消の推進に関する法律」案が自民党、公明党、民進党の3党により衆議院に共同提出され、閉会中継続審議となっていることからも明らかです。同法案の目的規定は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ…（中略）…部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」としています。もうひとつは、すでに「ヤフー知恵袋」などインターネット掲示板では、被告らが公開した

「全国部落調査」等が参照され、どこが部落か、誰が部落民か、結婚はやめたほうがいいか、引っ越しはやめた方がいいか、といった相談と回答が多数なされています。このふたつの点については今後さらに主張立証してきます。なお、被告らは冒頭の著書で、何の根拠も示さず、同和地区所在地情報がネット上で公開されたとしても「いまさら深刻な差別というのは起こらないだろう」と述べていますが、先ほど述べたようにこれは明らかな事実誤認です。

被告らの事実誤認に基づいた「いたずら心」で、部落差別が助長されることが許されるはずがありません。

2 権利侵害について

原告らは、被告らの不法行為すなわち「全国部落調査」「部落解放同盟関係人物一覧」の公開により、原告らの名誉権、プライバシー権、業務遂行権及び差別されない権利を侵害され、多大な損害を受けています。これらの権利侵害のうち本訴訟の実態をもっともよく捉えているのが「差別されない権利」の侵害です。

憲法14条第1項では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されています。日本の裁判では、憲法14条1項の差別の問題が、「平等」か「不平等」か、という視点、すなわち「区別目的が正当か」、「目的のために合理的な区別か」という視点から検討されてきました。

しかし、こうした「平等」か「不平等」か、という視点だけでは、「差別」を考える上で重要な差別行為の悪質性や差別による被害実態等の「主觀」が見逃されてしまいます。「差別」とは行為者の主觀的な蔑視感情の現れです。国や社会による制度的な差別にせよ、個人的な差別にせよ、「差別」には必ず差別行為者の「主觀」、被差別者の「主觀」があります。こうした差別行為の悪質性や差別による被害実態等の「主觀」を具体的に見なければ、その差別を放置していいのか、放置してはならないのか判断できません。そして、差別の放置は、差別の助長や固定化をもたらします。すなわち、「平等」か「不平等」か、という視点では、差別の助長や差別の固定化をしてはならないという視点が欠落してしまうのです。

そこで、「差別されない権利」に注目しなければなりません。個々人が、差別的意図に基づく行為や、差別を助長・固定化する行為をされない権利を有しているという考え方です。憲法14条1項には「差別されない」と規定されているのですから、当たり前の考え方です。この点、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする規定の違憲性を判断した平成25年9月4日最高裁大法廷判決は、「規定の存在自体がその出生時から嫡出でない子に対する差別意識を生じさせかねないことをも考慮」し、違憲と判断しました。これは、まさに国家が非嫡出子に対する差別を国家が助長、固定化してはならないという観点、すなわち「差別されない権利」から違憲と判断したものでした。

「人物一覧」及び「全国部落調査」は、被差別部落を特定し、あるいはある個人が被差別部落出身者であることを示す内容であり、部落差別がなお厳然と残っている現状においては、そのような事実が掲示されることは、掲示された当該個人に身体的・精神的害悪を与え、その人間としての尊厳を侵害するだけでなく、差別を助長し、差別の固定化に寄与することになります。

したがって、「人物一覧」及び「全国部落調査」の公開が、原告らの「差別されない権利」を侵害するのは明白です。

3 「表現」の自由との関係

被告らは、仮処分時の答弁書やツイッター等で自己の行為を「表現」の自由を持ち出して正当化しようとしていますが、「表現」だからといって何でも保護されるわけではありません。プライバシー権を侵害する「表現」、名誉権を侵害する「表現」、「差別されない権利」を侵害する「表現」は憲法上保護されません。レイシズムに基づくヘイトスピーチの問題と同様、当事者にとって凶器となる「表現」を憲法21条の「表現」として保護するべきでないのは当然のことです。

裁判所におかれましては、部落差別の現状と被告らの行為が部落差別を助長・固定化するものだということを踏まえた厳正な審理と適正な判断をお願い申し上げます。

以上